

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付 : 2006 年 9 月 15 日

提出元 : ソフトバンク B B 株式会社

題名 : JJ -100.01 第 4 版ドラフトの記述修正について

1 . はじめに

本寄書は JJ -100.01 第 4 版ドラフト内の「I.2.2 局設置システムへの干渉計算方法 (2)上り方向への干渉計算」における記述内容について、不明瞭な点があったため、修正案を以下に示す。

本箇所は弊社が担当した部分であるにもかかわらず、合意直前の修正提案をすることになり、大変申し訳ありませんが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

2 . 現在のドラフト案の記述について

「I.2.2 局設置システムへの干渉計算方法 (2)上り方向への干渉計算」の最終パラグラフに以下の記述がある。

「尚、上記、 \quad で示される式と A.2.2 節に示される式を比較すれば明らかなように、FTTR システムから局設置システムへの上り方向への干渉度合いは、同一 PSD マスクを持つシステムを局設置システムとして用いた場合より、常に換算線路長 r における減衰量($=|H(f,r)|^2$)相当分、小さくなる。」

しかしながら、この記述のままだと、「換算線路長 r における減衰量($=|H(f,r)|^2$)相当分、小さくなる」、**故何々～である。** という部分の記述が無く、何を述べたいのかが不明確である。

3 . 修正案

上記の記述部分は、「I.1.2 (1)局設置システムの保護」の以下の記述部分と対応するべき箇所である。

「I.2 節で示されるように、FTTR システムから局設置システムへの上り方向への干渉度合いは、当 FTTR システムと同一マスクをもつシステムを局設置システムとして利用した際の干渉度合い以下となる。よって、局設置システムの保護のため、参照 FTTR システム上り PSD は J 章規定の参照 VDSL2 システムの上り PSD マスクを満たすこととする。」

よって、「1.2.2 局設置システムへの干渉計算方法 (2)上り方向への干渉計算」の最終パラグラフの記述を以下のように修正することを提案する（赤字部分が修正部分）。

（修正案: 4 版ドラフト 133 ページ 3 行目）

尚、上記、 \quad で示される式と A.2.2 節に示される式を比較すれば明らかなように、FTTR システムから局設置システムへの上り方向への干渉度合いは、同一 PSD マスクを持つシステムを局設置システムとして用いた場合より、常に換算線路長 r における減衰量 ($=|H(f,r)|^2$) 相当分、小さくなる。” 従い、A.2.2 節で規定される、局設置システム間の漏話雑音計算方法により、局システムとしてスペクトル適合性確認が取れた PSD マスクを満たすシステムは、FTTR 形態においても対局設置システム上り方向へのスペクトル適合性有りを見なすことが可能である。”（修正案）

以上